

新宮市規則第 25 号

新宮市職員の旅費に関する条例第 3 条第 4 項に規定する市長が定める市の機関の依頼等に応じ公務旅行をした者に関する旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第 25 号

新宮市職員の旅費に関する条例第 3 条第 4 項に規定する市長が定める市の機関の依頼等に応じ公務旅行をした者に関する旅費支給規則の一部を改正する規則

新宮市職員の旅費に関する条例第 3 条第 4 項に規定する市長が定める市の機関の依頼等に応じ公務旅行をした者に関する旅費支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市職員の旅費に関する条例第 3 条第 4 項に規定する市長が定める市の機関の依頼等に応じ公務旅行をした者に関する旅費支給規則の一部を改正する規則

新宮市職員の旅費に関する条例第 3 条第 4 項に規定する市長が定める市の機関の依頼等に応じ公務旅行をした者に関する旅費支給規則（平成17年新宮市規則第41号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(旅費額) 第 2 条 前条の規定により支給する旅費の額は、新宮市職員 の旅費に関する条例（ <u>令和 8 年新宮市条例第 1 号</u> ）の定め るところによる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、 この限りでない。	(旅費額) 第 2 条 前条の規定により支給する旅費の額は、新宮市職員 の旅費に関する条例（ <u>平成17年新宮市条例第44号</u> ）の定め るところによる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、 この限りでない。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。